

平成 29 年度「空き家活用リフォーム助成事業」  
D I Y リフォーム対象要件

区 分	対 象 要 件
内 壁	居室（台所、トイレ、風呂等含む）内の全面の壁を改修するもの ※二部屋以降は全面でなくても可
床	居室（台所、トイレ、風呂等含む）内の床一面を改修するもの ※二部屋以降は一面でなくても可 ※絨毯などの敷物は不可
天 井	居室（台所、トイレ、風呂等含む）内の天井一面を改修するもの ※二部屋以降は一面でなくても可
建 具	サッシ、扉、戸などの建具を設置するもの ※窓ガラス等の既製品を既存の窓枠にはめるだけの作業は除く
外 壁 屋 根	一面以上を改修するもの

※上記は対象要件の一例です。

その他のD I Yリフォームを行う場合は、個別に対象要件の確認を行うため、事前相談をお願いします。